

EU等の日本産食品への輸入規制の一部改定について (平成28年1月9日以降)

1. 輸入規制措置の一部改定

EU及びEFTA（ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド）（以下「EU等」という）は、日本から輸出される一部の食品・飼料について、日本の政府機関が発行する証明書を求める措置を講じています。

（証明対象・内容）

必要な証明	地 域	品 目
日 付	47 都道府県	平成 23 年 3 月 11 日より前に生産、加工された食品・飼料（下記の品目、又はそれらの使用割合が 50%を超えるものに限る。）
放射性物質 検査	福島県	・きのこ類 ・水産物（活魚、海藻及びホタテを除く） ・米及び大豆 ・柿 ・一部の山菜類 （フキノトウ、フキ、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ及びコシアブラ）
	新潟県、山梨県、 静岡県	・きのこ類 ・コシアブラ
	秋田県、山形県、 長野県	・きのこ類 ・一部の山菜類 （タラノキ属、タケノコ、ゼンマイ及びコシアブラ）
	岩手県、宮城県、 茨城県、栃木県、 群馬県、千葉県	・きのこ類 ・水産物（活魚、海藻及びホタテを除く） ・一部の山菜類 （タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ及びコシアブラ）
	47 都道府県	上記の県ごとの放射性物質検査の対象品目の使用割合が 50%を超える食品及び飼料
産 地	福島県を除く 46 都道府県	上記の品目のうち、上記の放射性物質検査証明の対象となる県以外で生産・加工されたもの、又はそれらの使用割合が 50%を超える食品及び飼料

【注 1】 各食品の CN コードは別表 1 から別表 5 までを参照。

【注 2】 生産・加工地が不明な上記の品目の使用割合が 50%を超える食品及び飼料は、放射性物質検査証明により輸入が認められる。

【注 3】 原則、放射性物質検査証明及び産地証明は、平成 23 年 3 月 11 日以降に収穫・生産・加工されたものが対象。

(参考)

E U等向けに輸出される食品等に関する放射性物質の最大許容値

<食品> (Bq/kg)

放射性物質	乳児用食品	飲料水・茶飲料	牛乳・乳飲料	その他食品
セシウム 134 及びセシウム 137	50	10	50	100

注) 乾燥食品は、水に戻した状態で測定。ただし、茶葉及びきのこと類は、乾燥状態で計測し、基準値は 500Bq/kg。

<飼料> (Bq/kg)

放射性物質	牛、馬の飼料	豚の飼料	家禽の飼料	魚類の飼料
セシウム 134 及びセシウム 137	100	80	160	40

2. 留意事項

(1) サンプルング抽出率等

E U側でのサンプルング抽出率は、放射性物質検査証明、産地証明の対象品目のいずれも、「to keep the low frequency」(5%以下と解釈される)となっています。また、サンプルング検査中の留置き規程は 2014 年 4 月の改正時に廃止されたので、サンプルング検査の対象となった場合には、検査結果を待たずに、いつでも回収できる範囲内であれば移動が可能です。

(2) 証明書様式の変更と旧様式からの経過措置

平成 28 年 1 月 9 日以降、証明書の様式が変更され、旧様式による経過措置は以下のとおりとなっています。※(4)の場合を除き、1 月 9 日以降、旧様式の証明書は発行出来ません。

- ① 1 月 8 日以前に証明書が発行され、かつ、1 月 8 日以前に日本から出港する貨物については、「旧様式」
- ② 1 月 8 日以前に証明書が発行され、かつ、1 月 9 日以降 1 月 31 日以前に日本から出港する貨物については、「旧様式」

※このため、2 月 1 日以降に日本から出港する貨物については、全て「新様式」が適用されます。

(3) E F T A への旧様式の適用

E F T A 諸国(ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド)については、これらの国の法令等の施行日まで、旧様式を適用することになります(現在確認中)。

(4) C E D・C V E D の提出

放射性物質検査証明及び産地証明の対象品目(Annex III の該当品)を E U に輸出する場合、国境検査所又は指定通関ポイントにおいて関係当局に事前通知する必要があります。

り、非動物由来品の場合はC E D（Common Entry Document）、動物由来品（水産物）の場合はC V E D（Common Veterinary Entry Document）を、遅くとも3営業日以前に関係当局に提出する必要があります。

C E D及びC V E Dに関する詳細については以下のU R Lを参照願います。

CED:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:194:0011:0021:EN:PDF>

CVED:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2004:021:0011:0023:en:PDF>

（注）牛肉等、トウガラシ及びウコン等は放射性物資関係の規制対象になっていませんが、検疫上の理由で、C V E D（牛肉等）及びC E D（トウガラシ等）による事前通知が必要となっていますのでご注意願います。